

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、18歳以下(高校3年生まで)の児童のいる方を対象に、**児童1人につき10万円の臨時特別給付金を支給しています。**
 ※児童手当(公務員、特例給付を除く)の受給者については、申請不要で令和3年12月24日(金)以降順次支給しています。
 ※離婚等により現在児童を養育している方で給付金を受け取っていない方の給付金(支援給付金)の申告者も受け付けています。

各対象となる方の申請期限は右のとおりとなっていますので、該当すると思われる方は期限内に申請をお願いします(郵送での申請も可)。

【申請方法】

申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。提出された申請書の内容を審査し、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

詳しくはこちらから →



申請期限 令和4年3月31日(木)

【児童手当(公務員)】

「令和3年9月分の児童手当(公務員)の支給対象児童」

【高校生】

「平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童」

【支援給付金】

「令和4年2月28日現在養育している方が対象(※児童手当支給対象者の場合、令和4年3月分の児童手当受給者が対象)」※申請書の提出はこども課のみで受付

申請期限 令和4年4月15日(金)

【新生児】

出生届を提出する際に、児童手当等の手続きと合わせて申請が可能です。

お問い合わせ先

本庁	こども課こどもG	52-1111 (内線137)			
山支	総合窓口・地域振興G	57-2121	美支	総合窓口・地域振興G	58-2111
緒支	総合窓口・地域振興G	56-2111	御支	総合窓口・地域振興G	55-2111

上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納入されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。ぜひ、ご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていませんので、ご注意ください。

○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申込みください。

- ・常陽銀行
- ・筑波銀行
- ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行
- ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫
- ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

※水道お客さまセンターでもお申込みできます。

○申込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関および水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427